

(長期継続契約)

令和 8 年度導入市川市校内 LAN システム機器等賃貸借  
仕様書

## 目次

1. 件名 .....	1
2. 賃貸借期間 .....	1
3. 納入期限 .....	1
4. 担当部課 .....	1
5. 賃貸借物件 .....	1
6. 納入場所 .....	2
7. 設置場所 .....	2
8. 納品物件 .....	2
9. 賃貸借物件の納入 .....	3
10. 賃貸借期間終了後について .....	3
11. 権利義務の譲渡の禁止 .....	3
12. 秘密の保持 .....	3
13. 情報セキュリティの確保 .....	4
14. 契約不適合責任 .....	4
15. 動産総合保険の付保 .....	4
16. 賃貸借物件の保守 .....	4
17. 公租公課 .....	4
18. 環境への配慮 .....	5
19. その他 .....	5
別紙 1：賃貸借物件詳細	
別紙 2：拠点一覧	
別紙 3：賃貸借物件設定内容	

## 1. 件名

(長期継続契約) 令和 8 年度導入市川市校内 LAN システム機器等賃貸借

## 2. 賃貸借期間

令和 9 年 2 月 1 日から令和 15 年 1 月 31 日まで (72 ヶ月)

## 3. 納入期限

令和 9 年 1 月 31 日までに納入すること。

ただし、「5.賃貸借物件」に示された物件(1)(2)(3)(7)(8)(9)(10)においては、本件と同時期に調達する「令和 8 年度導入市川市校内 LAN システム機器等設定業務委託」受注者と協議のうえ構築スケジュールを決定するため、各物品の詳細な納入時期については市川市 (以下「賃借人」という。) の指示に従うこと。

また、本件と同時期に調達する「令和 8 年度導入市川市校内 LAN システム機器等設定業務委託」受注者にて、「5.賃貸借物件」に示された物件(4)(5)(6)に対する設定および設置を行うための検証を目的とし、令和 8 年 7 月 31 日を目安に先行して数台納入が必要となる。また残りの全台においては、令和 8 年 9 月 30 日までに納入が必要となる。各物品の具体的な数量及び納入時期については、賃借人の指示に従うこと。

## 4. 担当部課

予算執行課：市川市 情報管理部 情報管理課

業務担当課：市川市 学校教育部 教育センター

## 5. 賃貸借物件

- |                                  |                          |
|----------------------------------|--------------------------|
| (1) 高速プリンタ                       | 59 台                     |
| 納入目安：令和 8 年 11 月～令和 9 年 1 月      |                          |
| (2) A4 プリンタ                      | 310 台                    |
| 納入目安：令和 8 年 11 月～令和 9 年 1 月      |                          |
| (3) A3 プリンタ                      | 1 台                      |
| 納入目安：令和 8 年 11 月～令和 9 年 1 月      |                          |
| (4) 無線アクセスポイント                   | 443 台 (本体+ライセンス及び保守サービス) |
| 納入目安：先行納品分 12 台 ～令和 8 年 7 月 31 日 |                          |
| 本納品分 431 台 ～令和 8 年 9 月 30 日      |                          |
| (5) PoE スイッチ (12 ポート)            | 18 台 (本体+ライセンス及び保守サービス)  |
| 納入目安：先行納品分 2 台 ～令和 8 年 7 月 31 日  |                          |
| 本納品分 16 台 ～令和 8 年 9 月 30 日       |                          |

- (6) PoE スイッチ (24 ポート) 118 台 (本体+ライセンス及び保守サービス)  
 納入目安：先行納品分 5 台 令和 8 年 7 月 31 日  
 本納品分 113 台 令和 8 年 9 月 30 日
- (7) 大型提示装置 16 台 (本体+機器保守)  
 納入目安：令和 8 年 11 月～令和 9 年 1 月
- (8) 大型提示装置用スタンド 14 台  
 納入目安：令和 8 年 11 月～令和 9 年 1 月
- (9) 大型提示装置用スタンド (TV 会議用) 2 台  
 納入目安：令和 8 年 11 月～令和 9 年 1 月
- (10) 実物投影機 1660 台 (本体+機器保守)  
 納入目安：令和 8 年 11 月～令和 9 年 1 月

詳細は、別紙 1「賃貸借物件詳細」のとおりとする。

(本件は、賃貸人が所有する上記物件を賃借人が借り受け、賃料を支払うものである。)

## 6. 納入場所

千葉県内 (契約締結後に詳細を通知する)

## 7. 設置場所

市川市鬼高 1 丁目 1 番 4 号 生涯学習センター3階 市川市教育センター 外 市内教育関連施設  
 各拠点の詳細については、別紙 2「拠点一覧」のとおりとする。

また、詳細な設置場所等については、契約締結後に詳細を通知するものとする。

## 8. 納品物件

「5.賃貸借物件」に示された物件に係る以下のドキュメントを、「4.担当部課」で指定した場所に、期限までに納品すること。

納品物件一覧表

No.	納品物件	期 限
1	体制表 (納入後の連絡先を含む)	契約日から 7 日以内
2	情報セキュリティ対策チェックリスト	
3	賃貸借物件一覧 (型名明記)	
4	賃貸借物件に付属するドキュメント (写しでも可)	納入期限まで
5	賃貸借物件に関する保証書 (写しでも可)	

6	ライセンス証書（期間を明示したもの。）	
7	設定に関わる設計書や運用マニュアル等完成図書一式	

※ 賃貸借物件一覧（型名明記）は、賃借人より求めのあった場合は、賃借人の指定する期日までに提出すること。

※ 賃貸借物件に関する保証書（写しでも可）は、保証をうけるために必要な情報（製造番号、連絡先など）が記載された資料で代替することを可とする。

## 9. 賃貸借物件の納入

賃貸借物件は、賃貸人の負担により、「6.納入場所」に示す場所に、指定した数量を納入すること。なお、納入前に、「5.賃貸借物件」に示された物件(1)(2)(3)(7)(8)(9)(10)については、賃借人が別紙3「賃貸借物件設定内容」で指定する設定を賃貸人が行うこと。

## 10. 賃貸借期間終了後について

- (1) 賃貸借期間終了後は、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。
- (2) 前項で示す撤収時において、機器に内蔵される記憶媒体がある場合は、賃貸人の負担により、記憶装置の物理的な破壊又は磁気的な破壊によるデータ復元ができない方法でデータ消去を行い、その証明書を賃借人に提出すること。なお、当該消去作業は賃借人施設の外へ撤収する前に、賃借人職員立ち合いのもとで行うこととする。
- (3) 賃借人の希望により、契約満了後に月数単位で再リース契約を締結できるものとする。なお、全ての機器ではなく、一部の機器となる場合もある。

## 11. 権利義務の譲渡の禁止

賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。

## 12. 秘密の保持

- (1) 賃貸人は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 賃貸人は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### 13. 情報セキュリティの確保

賃貸人は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### 14. 契約不適合責任

賃貸人は、賃貸借物件の引渡し以降、物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものがあるときは、特別の定めのない限り、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完の責めを負うものとする。ただし、賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。

### 15. 動産総合保険の付保

- (1) 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。
- (2) 賃借人の責に帰す事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。
- (3) 再リース契約を締結する場合、本契約と同様に賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。

### 16. 賃貸借物件の保守

「5.賃貸借物件」に示された物件(1)(2)(3)の機器保守については、本件と同時に入札する「(長期継続契約) 令和8年度導入市川市校内LANシステム印刷機保守」にて対応するものとする。

「5.賃貸借物件」に示された物件(4)(5)(6)(7)(10)の機器については別紙1に記載の保守の提供もしくは保証を付保すること。

なお、保守作業等の実施に際して、情報記憶媒体の交換が生じた場合には、交換した情報記憶媒体は、賃貸人の責務で、記憶装置の物理的な破壊又は磁気的な破壊によるデータ復元ができない方法でデータ消去を行い、その証として、データ消去証明書を速やかに賃借人に提出すること。なお、当該消去作業は賃借人施設の外へ撤収する前に、賃借人職員立ち合いのもとで行うこととする。

### 17. 公租公課

物件に係る公租公課は、賃貸人の負担とする。

## 18. 環境への配慮

納入するハードウェア等について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の適用となる物品については、グリーン購入法適合品であること。グリーン購入法以外の環境関連基準を満たす機種を選定する場合は、入札における事前質問において本市の了承を得ること。

## 19. その他

- (1) 納入に係る費用は、賃貸人の負担とする。また、納入及び設置作業に際し生じた残資材及び梱包材等は、賃貸人が撤去すること。
- (2) 賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、賃借人と賃貸人とは協議して定めるものとする。
- (4) 契約の履行上の疑義については、賃借人と賃貸人とは協力して解決すること。

別紙 1：賃貸借物件詳細

賃貸借物件詳細

以下の仕様を満たす新品の機器を納入すること。ただし、賃借人が製品を指定する機器以外については、相当仕様品若しくは上位仕様品を納入してもよいものとする。また、指定する製品については、賃借人と協議の上、後継機種を納入してもよいものとする。

なお、納入するプリンタについては、ユーザビリティの向上のため、同一メーカーの機種に統一すること。

また、契約締結時点で、賃貸借期間中にサポート終了の予定が定まっていない製品を納入すること。

項番	品名	仕様
1	高速プリンタ	
	数量	59 台
	物理仕様	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外形寸法が以下の通りであること。 印刷時：幅 1,500 × 奥行 800 × 高さ 1,630 (mm) 以下 収納時：幅 680 × 奥行 770 × 高さ 1,250 (mm) 以下</li> <li>2. 重量（消耗品を含む）が 190kg 以下であること。</li> <li>3. インクジェット方式でカラー印刷できること。</li> <li>4. 耐水性のある全色顔料インクを使用していること。</li> <li>5. 以下複写原稿サイズに対応していること。 A3/A4/B4/B5/A5/B6/A6/角形 2 号、20 号、長形 3 号/4 号、洋形 0 号、2 号、3 号、4 号、6 号/Envelope#10/DL/ハガキ/往復ハガキ/四面連刷ハガキ</li> <li>6. 給紙カセット 4 段以上、手差しトレイ 1 か所以上を有し、同時に 5 種類の用紙サイズを給紙セットできること。</li> <li>7. 最大給紙容量は普通紙 2,550 枚以上であること。 給紙カセット：普通紙 最大 600 枚以上×4 段以上 手差しトレイ：普通紙 最大 150 枚以上×1 段以上</li> <li>8. IC カードリーダを有すること。</li> <li>9. 10/100/1000BASE-T に対応するインターフェースを 1 個以上有すること。</li> <li>10. USB インターフェースを 1 個以上有すること。</li> <li>11. IEEE 802.11a/b/g/n/ac 対応であること。</li> <li>12. 最大消費電力が 320W 以下であること。</li> </ol>
性能仕様	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. A4 (横) でモノクロ/カラー：100 枚/分以上の連続プリント速度で印刷できること。</li> <li>2. プリンタ、コピー、スキャン機能を持つ複合機であること。</li> <li>3. プリント解像度が 600×2,400 (dpi) 以上であること。</li> </ol>	

		<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 1 ページに複数ページを印刷できる集約印刷機能を有すること。</li> <li>5. ウォームアップタイムが 20.5 秒以下であること。</li> <li>6. ファーストコピータイムがモノクロ/カラー：4.9 秒以下であること。</li> <li>7. 連続複写枚数が 9,999 枚以上であること。</li> <li>8. スキャン解像度が 200dpi 以上であること。</li> <li>9. スキャン機能の最大原稿読み取りサイズが 297×431.8 (mm) 以上であること。</li> <li>10. スキャン読み取り速度がカラー/モノクロ：60 ページ/分以上であること。</li> <li>11. スキャンした原稿をフォルダに保存する機能と E メールに添付してメール送付する機能を有すること。</li> <li>12. 別途サーバーを構築することで IC カードを利用したユーザー認証による印刷を可能にする認証印刷機能を有すること。</li> <li>13. 認証印刷機能有効時にサーバーと疎通ができなくなった場合に、認証不要で印刷を行うことができる機能を有すること。</li> <li>14. IEEE 802.1X 認証に対応した機能を有すること。</li> <li>15. グリーン購入法に適合した商品であること。</li> <li>16. 「エコマーク」のプリンタ基準に適合していること。</li> <li>17. 校内 LAN システムのプリントサーバ (Epson Device Admin) に登録可能な機種であること。</li> <li>18. ブラウザよりアクセス可能な管理画面 (Web コンソール) を有すること。</li> </ol>
2	A4 プリンタ	
	数量	310 台
	物理仕様	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外形寸法が以下の通りであること。            使用時：幅 540×奥行 580×高さ 510 (mm) 以下            収納時：幅 540×奥行 540×高さ 420 (mm) 以下</li> <li>2. 重量 (消耗品を含む) が 24kg 以下であること。</li> <li>3. インクジェット方式でカラー印刷できること。</li> <li>4. 耐水性のある全色顔料インクを使用していること。</li> <li>5. 以下複写原稿サイズに対応していること。            A4、B5、A5、B6、A6、角形 20 号、長形 3 号/4 号、洋形 1 号/2 号/3 号/4 号、Envelope#10/DL、ハガキ、往復ハガキ、六切、ハーフレター、エグゼクティブ、レター、リーガル</li> <li>6. 給紙カセット 1 段以上、手差しトレイ 1 か所以上を有すること。</li> <li>7. 最大給紙容量は普通紙 330 枚以上であること。            給紙カセット：普通紙 最大 250 枚以上            手差しトレイ：普通紙 最大 80 枚以上</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>8. IC カードリーダを有すること。</li> <li>9. 10/100/1000BASE-Tに対応するインターフェースを1個以上有すること。</li> <li>10. USB インターフェースを1個以上有すること。</li> <li>11. IEEE 802.11a/b/g/n/ac 対応であること。</li> <li>12. 動作時の最大消費電力が28W以下であること。</li> <li>13. 4.3型以上のカラータッチパネルを有すること。</li> </ul>
	性能仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. A4 (縦片面) でモノクロ/カラー: 25ipm以上 (PPM 最速値は約34枚/分) の連続プリント速度で印刷が可能であること</li> <li>2. プリンタ、コピー、スキャン機能を持つ複合機であること。</li> <li>3. プリント解像度が4,800×1,200 (dpi) 以上であること。</li> <li>4. 1ページに複数ページを印刷できる集約印刷機能を有すること。</li> <li>5. ウォームアップタイムが14.5秒以下であること。</li> <li>6. ファーストコピータイムがモノクロ/カラー: 7.0秒以下であること。</li> <li>7. 連続複写枚数が999枚以上であること。</li> <li>8. スキャン解像度が200dpi以上であること。</li> <li>9. スキャン機能の最大原稿読み取りサイズがA4であること。</li> <li>10. スキャン読み取り速度がカラー/モノクロ: A4 30ipm以上であること。</li> <li>11. スキャンした原稿をフォルダに保存する機能とEメールに添付してメール送付する機能を有すること。</li> <li>12. 別途サーバーを構築することでICカードを利用したユーザー認証による印刷を可能にする認証印刷機能を有すること。</li> <li>13. 認証印刷機能有効時にサーバーと疎通ができなくなった場合に、認証不要で印刷を行うことができる機能を有すること。</li> <li>14. IEEE 802.1X 認証に対応した機能を有すること。</li> <li>15. グリーン購入法に適合した商品であること。</li> <li>16. 「エコマーク」のプリンタ基準に適合していること。</li> <li>17. 校内LANシステムのプリントサーバ (Epson Device Admin) に登録可能な機種であること。</li> <li>18. ブラウザよりアクセス可能な管理画面 (Web コンソール) を有すること。</li> </ul>
3	A3プリンタ	
	数量	1台
	物理仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 外形寸法が以下の通りであること。  <ul style="list-style-type: none"> <li>使用時: 幅700×奥行950×高さ760 (mm) 以下</li> <li>収納時: 幅700×奥行760×高さ600 (mm) 以下</li> </ul> </li> <li>2. 重量 (消耗品を含む) が59kg以下であること。</li> <li>3. インクジェット方式でカラー印刷できること。</li> </ul>

		<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 耐水性のある全色顔料インクを使用していること。</li> <li>5. 以下プリントサイズ（用紙サイズ）に対応していること。 A3、A4、B5、A5、B6、A6、レター、リーガル、ハガキ</li> <li>6. 給紙カセット 1 段以上、手差しトレイ 1 か所以上を有すること。</li> <li>7. 最大給紙容量は普通紙 400 枚以上であること。 給紙カセット：普通紙 最大 250 枚以上 手差しトレイ：普通紙 最大 150 枚以上</li> <li>8. IC カードリーダを有すること。</li> <li>9. 10/100/1000BASE-T に対応するインターフェースを 1 個以上有すること。</li> <li>10. USB インターフェースを 1 個以上有すること。</li> <li>11. IEEE 802.11a/b/g/n/ac 対応であること。</li> <li>12. 最大消費電力が 61W 以下であること。</li> </ol>
	性能仕様	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. A4（縦片面）でモノクロ/カラー：25ipm 以上（PPM 最速値は約 35 枚/分）の連続プリント速度で印刷が可能であること</li> <li>2. プリンタ機能を搭載すること。なお、コピー機能およびスキャン機能は不要とする。</li> <li>3. プリント解像度が 4,800×1,200（dpi）以上であること。</li> <li>4. 1 ページに複数ページを印刷できる集約印刷機能を有すること。</li> <li>5. ウォームアップタイムが 14.0 秒以下であること。</li> <li>6. ファーストプリントアウトタイムがモノクロ/カラー：5.5 秒以下であること。</li> <li>7. 別途サーバーを構築することで IC カードを利用したユーザー認証による印刷を可能にする認証印刷機能を有すること。</li> <li>8. 認証印刷機能有効時にサーバーと疎通ができなくなった場合に、認証不要で印刷を行うことができる機能を有すること。</li> <li>9. IEEE 802.1X 認証に対応した機能を有すること。</li> <li>10. グリーン購入法に適合した商品であること。</li> <li>11. 「エコマーク」のプリンタ基準に適合していること。</li> <li>12. 校内 LAN システムのプリントサーバ（Epson Device Admin）に登録可能な機種であること。</li> <li>13. ブラウザよりアクセス可能な管理画面（Web コンソール）を有すること。</li> </ol>

項番	品名	仕様
4	無線アクセスポイント	
4-1	無線アクセスポイント（本体） （指定品：シスコシステムズ製 CW9164I-MR）	
	数量	443 台
	仕様	1. 壁面取り付け用のブラケットを台数分添付すること。 2. 現行の無線アクセスポイントのブラケット（AIR-AP-BRACKET-1）に取り付けが可能であること。
4-2	無線アクセスポイント（ライセンス） （指定品：シスコシステムズ製 LIC-MR-E）	
	数量	443 式
	仕様	1. Cisco Meraki Cloud によるクラウド管理機能を提供すること。 2. 保守サービスはライセンス期間に準じて適用されること。ただし、本体が EOST（End of Support）となった場合は適用対象外とする。 3. ブラケットは保守対象外とする。
5	PoE スイッチ（12 ポート）	
5-1	PoE スイッチ（12 ポート）（本体） （指定品：シスコシステムズ製 MS130-12X-HW）	
	数量	18 台
	仕様	1. 電源コードを台数分添付すること。 2. 19 インチラック用のラックマウントキットを台数分添付すること。
5-2	PoE スイッチ（12 ポート）（ライセンス） （指定品：シスコシステムズ製 LIC-MS-100-S-E）	
	数量	18 式
	仕様	1. Cisco Meraki Cloud によるクラウド管理機能を提供すること。 2. 保守サービスはライセンス期間に準じて適用されること。ただし、本体が EOST（End of Support）となった場合は適用対象外とする。 3. 電源コードおよびラックマウントキットは保守対象外とする。
6	PoE スイッチ（24 ポート）	
6-1	PoE スイッチ（24 ポート）（本体） （指定品：シスコシステムズ製 MS130-24X-HW）	
	数量	118 台
	仕様	1. 電源コードを台数分添付すること。 2. 19 インチラック用のラックマウントキットを台数分添付すること。
6-2	PoE スイッチ（24 ポート）（ライセンス） （指定品：シスコシステムズ製 LIC-MS-100-M-E）	
	数量	118 式

仕様	<ol style="list-style-type: none"><li>1. Cisco Meraki Cloud によるクラウド管理機能を提供すること。</li><li>2. 保守サービスはライセンス期間に準じて適用されること。ただし、本体が EOST (End of Support) となった場合は適用対象外とする。</li><li>3. 電源コードおよびラックマウントキットは保守対象外とする。</li></ol>
----	---

項番	品名	仕様
7	大型提示装置	
7-1	大型提示装置 (本体)	
	数量	16 台
	物理仕様	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外形寸法が幅 1,520×奥行 100×高さ 930 (mm) 以下であること。</li> <li>2. 重量が 42kg 以下であること。</li> <li>3. 画面サイズ：65 インチ以上であること。</li> <li>4. 液晶パネル：IPS 方式であること。</li> <li>5. 解像度：3,840×2,160 以上 (4K) / 16:9 であること。</li> <li>6. 保護ガラス：厚み 3.2mm 以下であること。</li> <li>7. 輝度：450cd/m<sup>2</sup>以上であること。</li> <li>8. 視野角度：左右 178°、上下 178° であること。</li> <li>9. コントラスト比：1200:1 以上であること。</li> <li>10. タッチパネル：赤外線遮断検出方式かつタッチ数 40 点以上であること、また指及びタッチペンでの操作が行えること。</li> <li>11. 以下の入力端子を搭載していること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>HDMI ポート : 3 ポート以上</li> <li>DisplayPort : 1 ポート以上</li> <li>VGA (D-Sub15 ピン) : 1 ポート以上</li> <li>USB Type-C ポート : 2 ポート以上</li> <li>USB Type-B ポート : 3 ポート以上</li> <li>USB Type-A ポート : 5 ポート以上</li> </ul> </li> <li>12. 以下の出力端子を搭載していること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>HDMI ポート : 1 ポート以上</li> <li>3.5mm ミニジャック : 1 ポート以上</li> </ul> </li> <li>13. 無線 LAN：IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax (Wi-Fi6) に対応していること。</li> <li>14. Bluetooth：Bluetooth 5.3 以上に対応していること。</li> <li>15. 内蔵スピーカー：15W+15W 以上 (前面) であること。</li> <li>16. 最大消費電力：330W 以下であること。</li> <li>17. 大型提示装置にペン、消しゴム、画面キャプチャ、拡大、選択、カメラ起動などをワンタッチで起動する物理的な操作ボタンを備えること。</li> <li>18. 以下を添付品として付属すること <ul style="list-style-type: none"> <li>タッチペン (ペン先交換可能) : 2 本以上</li> <li>イレーサー : 1 個以上</li> <li>HDMI ケーブル (長さ 3m 以上) : 1 本以上</li> </ul> </li> </ol>
性能仕様	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. システム OS は Android13 以上とし、EDLA モデルは不可とすること。</li> <li>2. PC レスで、ディスプレイ上にオーバーレイ機能を用いて書き込みおよび消去ができること。</li> </ol>	

		<ol style="list-style-type: none"> <li>3. ホワイトボード機能を搭載し、タッチ操作で直接書き込みおよび保存ができること。</li> <li>4. ホワイトボード機能で作成した資料について、その場で QR コードを生成し、配布できること。</li> <li>5. ホワイトボード上には、複数の動画および静止画を貼り付けできること。</li> <li>6. ブラウザ機能を備え、デジタル教科書および各種教材を全画面表示できること。また、同時に6つ以上のサイトを起動し、同時表示が可能であること。</li> <li>7. 実物投影機と接続し、ホーム画面のカメラボタンによりワンタッチで全画面表示が可能なこと。</li> <li>8. 実物投影機と接続し、画面上で実物投影機の撮影、ズーム、フォーカス、画面回転等の操作が行えること。</li> <li>9. 実物投影機による動画および静止画、並びに画面キャプチャをデータとして取り込み、カメラロールへ保存できること。</li> <li>10. カメラロール内の動画や静止画は、選択して同時に比較ができること。</li> <li>11. ホットスポット機能を有し、校内の無線 LAN に繋がなくても PC をワイヤレス接続できること。</li> <li>12. Miracast によるワイヤレス画面入力（ミラーリング）に対応していること。</li> <li>13. ミラーリング中の画面に直接書き込みができること。</li> <li>14. 内蔵黒板において、3人以上の教職員または児童生徒が同時に指での書き込み・消去が可能であることまた、3人分のペンの色および太さをそれぞれ変更できること。</li> <li>15. USB ケーブルで PC と接続することにより、大型提示装置の画面操作で、PC 操作が可能となる機能および端子を備えていること。</li> <li>16. QR コードによる大型提示装置画面の取得機能を有すること。</li> <li>17. USB メモリの利用を不可にする機能を備えること。ただしその場合でも実物投影機は利用可能であること。</li> <li>18. メーカー独自のポータルサイトからセキュリティ確認済みの大型提示装置用アプリをダウンロードして利用できること。</li> <li>19. 電気用品安全法、S マーク、VCCI クラス B、JEMA 安全マークを取得していること。</li> <li>20. カラーユニバーサルデザイン認証を取得していること。</li> </ol>
7-2	大型提示装置（機器保守）	
	数量	16 式
	仕様	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大型提示装置（本体）のメーカーによる保守サービスを提供すること。</li> <li>2. 通常の使用状態において故障・不具合が生じた場合、サービス技術者を</li> </ol>

		<p>派遣して点検・調整・修理を行うこと。(故意、過失、災害等による故障・不具合は対象外)</p> <p>3. 保守サービスの提供時間は、祝日および年末年始休暇等メーカーの定める休日を除く平日 9 時 00 分～17 時 00 分とすること。</p> <p>4. 保守サービスの提供期間は、6 年間 (令和 9 年 2 月 1 日～令和 15 年 1 月 31 日) とすること。</p>
8	大型提示装置用スタンド	
	数量	14 台
	仕様	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大型提示装置 (本体) を搭載可能であること。</li> <li>2. 外形寸法が幅 980×奥行 795×高さ 2,040 (mm) 以下であること。</li> <li>3. 重量が 31kg 以下であること。</li> <li>4. 昇降式で高さ調整が 350mm 可能な移動型スタンドであること。</li> <li>5. 脚部は逆 Y 字型であること。</li> <li>6. キャスターの前 2 輪にストッパーが付いていること。</li> <li>7. 棚板の耐荷重は 25kg 以上あること。</li> <li>8. 大型提示装置 (本体) を搭載した状態で、最上段において転倒角が 15° 以上であること。</li> <li>9. 保守対象外とする。</li> </ol>
9	大型提示装置用スタンド (TV 会議用)	
	数量	2 台
	仕様	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大型提示装置 (本体) を搭載可能であること。</li> <li>2. 外形寸法が幅 850×奥行 770×高さ 1,600 (mm) 以下であること。</li> <li>3. 重量が 55kg 以下であること。</li> <li>4. つまづき予防のため、脚部の高さが 80mm 以下で、板状 (フラットベース) の構造であること。</li> <li>5. 高さは 5 段階程度の設定できること。</li> <li>6. キャスターを備え、移動可能であること。</li> <li>7. 支柱に配線収納機能があり、余長ケーブルを隠すことができること。</li> <li>8. 保守対象外とする。</li> </ol>
10	実物投影機	
	数量	1660 台
	物理仕様	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外形寸法が以下の通りであること。  使用時：幅 350×奥行 90×高さ 310 (mm) 以下  収納時：幅 290×奥行 90×高さ 30 (mm) 以下</li> <li>2. 重量が 460g 以下であること。</li> <li>3. 底面にマグネットを備え、8.大型提示装置用スタンドのスチール部分へ強固に取り付けできること。</li> <li>4. 以下出力端子を搭載していること。</li> </ol>

		<p>USB 端子、HDMI 端子、RGB 端子</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. UVC (USB Video Class) 規格に準拠し、外部電源を必要とせず USB バスパワーで動作すること。</li> <li>6. 消費電力が 6W 以下であること。</li> <li>7. 内蔵マイクを備え、切り替えボタンによりマイク機能の ON/OFF が可能であること。</li> <li>8. メーカー保証は、6 年間 (令和 9 年 2 月 1 日～令和 15 年 1 月 31 日) とすること。</li> </ol>
	性能仕様	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1,300 万画素以上の総画素数であること。</li> <li>2. デジタルズーム 16 倍以上を有すること。</li> <li>3. 撮影速度は最大 60 フレーム/秒であること (1080P 時)。</li> <li>4. カメラヘッド部が左右 90 度以上回転可能なこと。</li> <li>5. 各端子 (USB/HDMI/RGB) より同時出力が可能なこと。</li> <li>6. フォーカスは自動 (ワンプッシュ) であること。</li> <li>7. 電源ボタンにより、ケーブル接続しながら画面表示の ON/OFF が可能であること。</li> <li>8. 大型提示装置 (本体) と接続し、大型提示装置 (本体) 上で実物投影機の設定や制御ができること。</li> </ol>

別紙 2 : 拠点一覧

① 市川市小学校一覧

No.	学校名	住所
1	市川小学校	市川 2-32-5
2	真間小学校	真間 4-1-1
3	中山小学校	中山 1-1-5
4	八幡小学校	八幡 3-24-1
5	国分小学校	東国分 2-4-1
6	大柏小学校	大野町 2-1877
7	宮田小学校	新田 4-8-15
8	富貴島小学校	八幡 6-10-11
9	若宮小学校	若宮 3-54-10
10	国府台小学校	国府台 5-25-4
11	平田小学校	平田 3-28-1
12	鬼高小学校	鬼高 2-13-5
13	菅野小学校	菅野 6-14-1
14	行徳小学校	富浜 1-1-40
15	信篤小学校	原木 2-16-1
16	稲荷木小学校	稲荷木 1-14-1
17	南行徳小学校	欠真間 1-6-38
18	鶴指小学校	大和田 4-11-1
19	宮久保小学校	宮久保 5-7-1
20	二俣小学校	二俣 678
21	中国分小学校	中国分 1-22-1
22	曾谷小学校	曾谷 7-18-1
23	大町小学校	大町 84-10
24	北方小学校	北方町 4-1356-1
25	新浜小学校	行徳駅前 4-5-1

No.	学校名	住所
26	百合台小学校	曾谷 6-10-1
27	富美浜小学校	南行徳 2-3-1
28	柏井小学校	柏井町 1-1149-1
29	大洲小学校	大洲 4-18-1
30	幸小学校	幸 1-11-1
31	新井小学校	新井 1-18-13
32	南新浜小学校	新浜 1-26-1
33	大野小学校	南大野 1-42-1
34	塩焼小学校	塩焼 5-9-8
35	稲越小学校	稲越 3-21-8
欠番		
37	大和田小学校	大和田 1-1-3
38	福栄小学校	南行徳 2-2-1
39	妙典小学校	妙典 2-14-2

② 市川市中学校一覧

No.	学校名	住所
1	第一中学校	国府台 2-7-1
	国府台病院院内学級	国府台 1-7-1
2	第二中学校	須和田 2-34-1
3	第三中学校	曾谷 3-2-1
4	第四中学校	中山 1-11-1
5	第五中学校	大野町 3-1993
6	第六中学校	鬼高 3-16-1
7	第七中学校	末広 1-1-48
8	第八中学校	大和田 4-9-1
9	下貝塚中学校	下貝塚 3-13-1
10	高谷中学校	高谷 1627-4
11	福栄中学校	福栄 3-4-1
12	東国分中学校	東国分 3-5-1
13	大洲中学校	大洲 4-21-5
	夜間学級	大洲中学校と同じ
欠番		
15	南行徳中学校	南行徳 2-2-2
16	妙典中学校	妙典 5-22-1

③ 市川市義務教育学校

No.	学校名	住所
1	塩浜学園（前期）	塩浜 4-5-1
	塩浜学園（後期）	

④ 市川市特別支援学校

No.	学校名	住所
1	須和田の丘支援学校	須和田 2-34-1
	同（稲越校舎）	稲越小学校と同じ

⑤ 教育支援センター

No.	学校名	住所
1	ふれんど市川	鬼高 1-1-4
2	ふれんど南行徳	相之川 1-3-7

⑥ その他拠点

No.	拠点名	住所
1	教育センター	鬼高 1-1-4
2	教育委員会	南八幡 2-20-2
3	データセンター	市川市内

## 別紙 3：賃貸借物件設定内容

### 1. 共通実施内容

#### (1) 業務全般に係るもの

##### ① スケジュールの作成

作業スケジュールを作成し、事前に賃借人に提示し必要な説明を行い、その承認を得ること。なお、修正が必要な場合についても同様とする。

##### ② 進捗状況の管理、遅延・障害対応、及び賃借人への定期・随時の報告

上記①で作成したスケジュールの進捗状況を管理し、遅延・障害等の阻害要因が見込まれる場合は、その解消を図ること。また、賃貸人は前述の進捗状況等について賃借人に定期的に報告するものとし、賃借人の要請により賃借人と賃貸人とが協議して必要と判断した場合、及び賃貸人自らが必要と判断した場合は随時に賃借人へ報告することとする。

##### ③ 賃借人その他関係者（以下、「賃借人等」という。）との調整等（会議の開催、出席等）、及び賃借人等への支援

本件及び関連作業に関する事項の決定等のため、賃貸人は必要に応じて賃借人等と会議を開催することとし、会議を開催した場合は、後日、その内容を記した会議録を作成し賃借人に提出すること。また、賃借人等が開催する会議について、その内容が所管事項に係る場合、賃貸人の保有する情報や意見が必要な場合などは、賃借人等の要請に応じて担当者を出席させること。なお、会議の開催時期、場所等については賃借人等と賃貸人とが協議して決定する。

##### ④ 「令和 8 年度市川市校内 LAN システム保守運用業務委託」受注者との連携

本件で導入する機器設置後のシステム運用保守は「令和 8 年度市川市校内 LAN システム保守運用業務委託」受注者が実施するため、互いに協力し合い、積極的に連携を図り、学校業務に支障が生じないよう円滑なシステム運用保守を実現するよう努めること。

##### ⑤ 「令和 8 年度導入市川市校内 LAN システム機器等設定業務委託」受注者との連携

本件で導入するプリンタを校内 LAN システム上で利用可能とする設定を「令和 8 年度導入市川市校内 LAN システム機器等設定業務委託」受注者が実施するため、互いに協力し合い、積極的に連携を図り、学校業務に支障が生じないよう円滑なプリンタの入れ替えを実現するよう努めること。

#### (2) 設置計画の作成

本件で導入する機器を運搬し、設定及び試験を行い、指定された位置に設置するための作業項目とスケジュールを踏まえた詳細な設置計画を策定すること。なお、極力、学校側の負担を軽減するため、「令和 8 年度導入市川市校内 LAN システム機器等設定業務委託」と同日に学校での作業を実施するよう互いに調整すること。また、「令和 8 年度導入市川市校内 LAN システム機器等設定業務委託」受注者が実施する現場調査の結果をもとに、具体的な設置拠点および設置場所等を設置計画に明記すること。

(3) 校内 LAN システムにて必要な情報の提供

以下の情報を「令和 8 年度導入市川市校内 LAN システム機器等設定業務委託」受注者に提供すること。

- ① プリンタの MAC アドレス（不正接続排除機能への登録のため）
- ② プリンタドライバ（プリントサーバへの登録のため）

(4) 運用マニュアルの作成

以下の運用マニュアルを作成すること。なお、必要な情報が製品マニュアルに分かりやすく記述されていれば、製品マニュアルでの代替を可とする。

- ① 利用者用マニュアル（印刷方法、スキャン機能の利用方法、大型提示装置操作方法等）
- ② 運用者用マニュアル（初期セットアップ方法、設定情報のインポート方法、ファームウェアのアップデート方法等）

(5) 検収および操作説明

本件で導入する機器の設置、試験が全て完了したら、引き渡した旨の署名を各拠点から賃貸人が受領すること。また、その際に、各学校の教職員に対して、利用者用マニュアルを用いて操作説明を実施すること。

(6) システム運用保守への引継ぎ

本件で導入する機器設置後のシステム運用保守は「令和 8 年度市川市校内 LAN システム保守運用業務委託」にて実施するため、速やかに引継ぎを行うこと。

なお、引継ぎが完了するまでの間に発生した障害等の対応は、賃貸人の負担で対応すること。

(7) その他の作業

本件で導入する機器について機器名やリース物品かどうか分かるように賃借人が別途指定する表記をシール等で明示すること。

2. 機器別実施内容（プリンタ）

(1) 設定

- ① ネットワーク設定（デバイス名、IP アドレス等）について、「令和 8 年度導入市川市校内 LAN システム機器等設定業務委託」にて設計を行うため、設計情報の提供を受けて設定すること。
- ② スキャン設定（保存先、ユーザ ID、パスワード等）について、現行プリンタの設定を踏襲し、校長先生用、一般教職員用、県事務用の 3 種類の設定を行うこと。
- ③ 校内 LAN システムのプリントサーバ（Epson Device Admin）にて、インク残量及び印刷枚数などの情報を管理できるように、必要な設定を行うこと。
- ④ ブラウザよりアクセス可能な管理画面（Web コンソール）を設定すること。
- ⑤ USB インターフェースを利用した印刷ができるように設定すること。

- ⑥ その他現行プリンタの設定を踏襲し、校内 LAN システムで利用するために必要な設定を行うこと。
- ⑦ プリンタの設定一覧をパラメータシートとして作成すること。

## (2) 校内 LAN システムとの結合試験（検証）

賃借人が指定する拠点への搬入前に、「令和 8 年度導入市川市校内 LAN システム機器等設定業務委託」受注者と連携し、別途指定する場所にて結合試験を実施し、本件のプリンタが校内 LAN システムで利用可能であることを検証すること。なお、各プリンタの設定が類似している場合、いずれか一種類のプリンタの試験のみで可とする。

## (3) 設置と試験

賃借人が指定する拠点へ運搬し、指定された設置場所に設置し、既存 LAN ケーブルもしくは「令和 8 年度導入市川市校内 LAN システム機器等設定業務委託」にて敷設する LAN ケーブルに接続の上、以下の試験を実施すること。なお、試験の実施は各学校の教職員が実施するため、賃借人は試験のサポートを行うこと。また、試験用紙は各学校の用紙を利用することとする。

- ① 代表 1 台の校務用端末にて、校務外部環境（B 環境）上で全てのプリンタへの印刷試験
- ② 代表 1 台の校務用端末にて、校務環境（A 環境）上で全てのプリンタへの印刷試験
- ③ 全てのプリンタにてスキャン試験（A3 プリンタは対象外）
- ④ 全てのプリンタにてコピー試験（A3 プリンタは対象外）

## (4) バックアップ

プリンタ障害時に速やかに復旧できるようプリンタ設定のバックアップファイルを取得すること。

## 3. 機器別実施内容（大型提示装置）

### (1) 設定

- ① 学校の教職員が日常的な授業において容易に操作・活用できるよう、適切な初期設定および動作環境の構築を行うこと。
- ② 授業中の利用を想定し、起動時間の短縮、基本操作の簡略化、誤操作を防止する構成とするなど、教職員の利便性および授業の円滑な実施に配慮した内容とすること。
- ③ 将来的には校内 LAN を経由したインターネット接続および学習用タブレット端末からの無線接続が可能となる構成とすることを前提とするが、今回導入時には校内 LAN システムに接続しないスタンドアロン構成とすること。
- ④ 校務用端末および学習用タブレット端末との接続は HDMI ケーブルまたは USB ケーブルによる有線接続を原則とする。また、学習用タブレット端末の Miracast 機能を用いた無線接続も可能となるよう、大型提示装置側で必要な設定を行うこと。なお、学習用タブレット端末に対して追加の設定が必要な場合であっても、当該端末への設定作業は本件の対象外とする。
- ⑤ 検証機を用いてデモを実施し、設定内容について賃借人の承認を得ること。

⑥ 設定一覧をパラメータシートとして作成すること。

(2) 設置と試験

賃借人が指定する拠点へ運搬し、指定された設置場所に設置し、以下の試験を実施すること。

- ① 大型提示装置の動作試験（実物投影機との連携確認も含む）
- ② 大型提示装置と校務用端末の HDMI/USB 有線接続試験
- ③ 大型提示装置と学習用タブレット端末の Miracast 無線接続試験

4. 機器別実施内容（実物投影機）

(1) 設定

- ① 設定一覧をパラメータシートとして作成すること。（初期設定から変更がない場合は不要とする）

(2) 設置と試験

賃借人が指定する拠点へ運搬し、一か所にまとめて設置すること。各教室等への設置は教職員にて実施することとする。また、以下の試験は運搬前に事前に実施すること。

- ① 実物投影機の動作試験

5. 作業場所

本件において、賃借人が主な作業場所として提供するのは、以下のとおりとする。

なお、個人情報等の秘密事項に係る作業は、原則としてこの場所で行うこと。

(1) 賃貸人が指定する作業場所

契約締結後に速やかに場所を特定し、賃借人の承認を得ること。

(2) 市川市鬼高1丁目1番4号 生涯学習センター3階 市川市教育センター

上記作業場所の使用にあたっては、賃借人の指示に従うこと。また、打合せ、端末設置・設定作業等にあたっては、上記以外の賃貸人施設等の場所を指定することがある。

(3) 本件で導入する機器の搬入・設置・設定場所

別紙2「拠点一覧」のとおりとする。

## 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第116条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 市川市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に登録されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原

材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額又は賃借料（当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（以下この項において「長期継続契約」という。）である場合にあつては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（以下この項において「最高支払予定額」という。））の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる契約の解除に係る当該違約金の額は、当該各号に定める額とする。
  - (1) 単位数当たりの契約金額又は賃借料を定めた単価契約 契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあつては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額
  - (2) 月額による契約 月額に契約期間の月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあつては、月額に12を乗じて計算した額）の100分の10に相当する額
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受

けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

(遵守義務違反)

第5条 市は、契約の相手方が前条に違反した場合は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準の定めるところにより、競争参加資格停止の措置を行う。下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 貸貸人は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 貸貸人は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 貸貸人は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、貸借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 貸貸人は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず貸借人の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため貸借人から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。貸貸人自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため貸借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、貸借人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 貸貸人は、貸借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、貸借人の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 貸貸人は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに賃借人に報告し、賃借人の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 貸貸人がこの契約の事務を処理するために、賃借人から提供を受け、又は賃貸人自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに賃借人に返還し、又は引き渡し、若しくは賃借人の指示に従い抹消するものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(賃貸人の事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 賃借人は、必要があると認めるときは、この契約の事務に係る賃貸人の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は賃貸人に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 賃貸人は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 賃貸人が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、賃貸人はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

## 別記2

### 情報セキュリティ取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 貸貸人は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

#### (定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 賃借人が本件業務を履行させるために貸貸人へ提供した情報（個人情報を含む）又は貸貸人が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

#### (目的外利用の禁止)

第3条 貸貸人は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 貸貸人は、本件業務の履行に当たり賃借人に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、賃借人の承認を得なければならない。

#### (第三者への提供の禁止)

第4条 貸貸人は、本件業務に関する情報を、賃借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (再委託の禁止又は制限)

第5条 貸貸人は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず賃借人の承諾を得るものとする。

2 貸貸人は、前項の規定により借借人の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について借借人に報告しなければならない。

3 貸貸人は、借借人が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 貸貸人は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 貸貸人は、本件業務に関する情報を、借借人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 貸貸人は、本件業務に関する情報について、借借人の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 貸貸人は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

(1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。

(2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、貸貸人が開発し、又は開発させ借借人に納入している情報システムの改修が必要となるときは、借借人と対応策を協議するものとする。

(3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、借借人と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 貸貸人は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 貸貸人は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかななければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、貸貸人は、直ちに、賃借人に報告するとともに、賃借人の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 貸貸人は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を賃借人に報告しなければならない。

3 賃借人は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

第11条 貸貸人は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について賃借人と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 貸貸人は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

第12条 貸貸人は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 貸貸人は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって賃借人に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 賃借人は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、貸貸人に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 賃借人は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、貸貸人が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 貸貸人は、賃借人から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 貸貸人は、貸貸人又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって賃借人又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。